

立川市市民体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市スポーツに関する事務の管理及び執行に関する条例（平成 27 年立川市条例第 号）の施行による。

立川市民体育館条例の一部を改正する条例

立川市民体育館条例（昭和55年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用の承認)</p> <p>第2条 体育館を使用しようとする者は、<u>市長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、体育館の使用を承認するにあたって管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、次の各号の一に該当する場合には、体育館の使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 体育館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで並びに次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(閉館時間)</p> <p>第5条 体育館の閉館時間は、午前9時から午後11時までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 ……略……</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第2条 体育館を使用しようとする者は、<u>立川市教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、体育館の使用を承認するにあたって管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、次の各号の一に該当する場合には、体育館の使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 体育館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで並びに次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(閉館時間)</p> <p>第5条 体育館の閉館時間は、午前9時から午後11時までとする。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 ……略……</p>

2及び3 ……略……

4 証紙は、返還して現金の還付を受けることができず。ただし、証紙の種類その他を変更し、又は廃止したときその他市長がやむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

(使用条件の変更等)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) ……略……
- (2) この条例に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- (3) ……略……

2 ……略……

(損害賠償)

第12条 使用者は、体育館の使用に際して建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)～(5) ……略……

2及び3 ……略……

4 証紙は、返還して現金の還付を受けることができず。ただし、証紙の種類その他を変更し、又は廃止したときその他市長がやむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

(使用条件の変更等)

第10条 委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) ……略……
- (2) この条例に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- (3) ……略……

2 ……略……

(損害賠償)

第12条 使用者は、体育館の使用に際して建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)～(5) ……略……

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めると認める業務

2 前項の場合における第2条、第3条、第7条、第8条及び第10条第1項の規定の適用については、これらの規定中「立川市教育委員会」、「委員会」又は「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第15条 指定管理者は、第6条第1項に規定する使用料を上限として、あらかじめ委員会の承認を得て、利用料金を設定することができる。

2 ……略……

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めると認める業務

2 前項の場合における第2条、第3条、第7条、第8条及び第10条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第15条 指定管理者は、第6条第1項に規定する使用料を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を設定することができる。

2 ……略……

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第6条関係)

施設区分	使用区分	使用料
……略……	……略……	……略……

備考

(1)～(8) ……略……

(9) 室内水泳場に係る高等学校生徒等とは、次に掲げる者とする。

ア 高等学校生徒

イ～エ ……略……

(10) ……略……

別表 (第6条関係)

施設区分	使用区分	使用料
……略……	……略……	……略……

備考

(1)～(8) ……略……

(9) 室内水泳場に係る高等学校生徒等とは、次に掲げる者とする。

ア 高等学校 (中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校 (第1学年から第3学年までに限る。)) を含む。) 生徒

イ～エ ……略……

(10) ……略……

<p>(11) 附属設備及び物品を使用するときは、それぞれにつき、午前、午後Ⅰ、午後Ⅱ及び夜間の使用区分ごとに10,000円以内の範囲で市長が定めた額を加算する。 略..... (12)</p>	<p>(11) 附属設備及び物品を使用するときは、それぞれにつき、午前、午後Ⅰ、午後Ⅱ及び夜間の使用区分ごとに10,000円以内の範囲で委員会が定めた額を加算する。 略..... (12)</p>
--	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

